

# 平成30年度 品川区協働事業提案制度提案要項

## はじめに

品川区が「私たちのまち」であるためには、自発的で自主的な活動を活かして、区民と区との協働によるまちづくりを進め、さらに品川で働く人たちや学生なども迎えて、その輪を広げることが大切です。このような観点から、社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働による「私たちのまち」品川区をつくります。

品川区における協働とは、区民、町会・自治会、NPO 法人、ボランティア団体、学校、企業、区などの様々な主体が、お互いの立場や特性を尊重しあいながら、連携、協力して継続的にまちづくりを進めていくことでありますが、区はこうした関係を発展させる過程で、品川区における協働を、区民の皆さまとともに探求していきます。（「品川区基本構想」より）

品川区の基本構想を貫く3つの理念

暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

## 1. 協働事業提案制度の目的

この制度は、地域の課題に応じて団体の専門性や強みをいかした事業を提案していただける団体を公募し、区民と区とが協働で事業を実施することで、基本構想の理念の一つである「区民と区との協働で『私たちのまち』品川区をつくる」を推進することを目的としています。

なお、「区民」には、品川区に住んでいる人だけでなく、区内にある事業所に働きに来ている人や区内に通学している学生等も含めます。

## 2. 協働事業提案制度の位置づけ

区が提起する課題

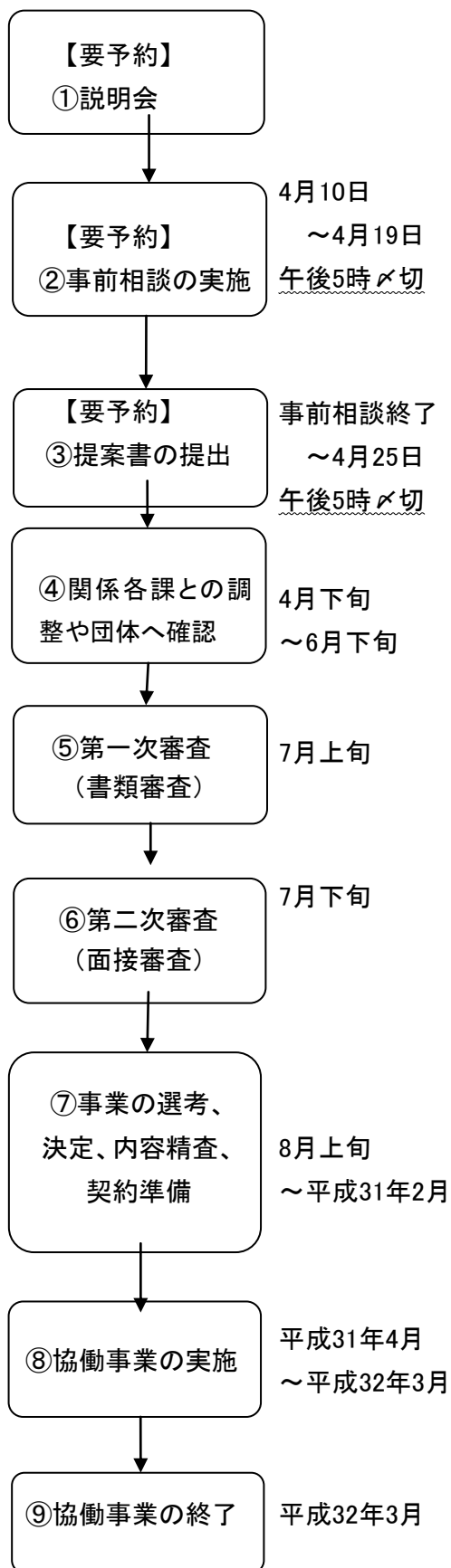
次の課題に対して、事業提案していただきます。

平成30年度のテーマは

**「食品ロス(フードロス)の削減」(環境課)**

協働事業の募集、選考、事業実施、終了までの流れは次頁の通りです。

<協働事業提案制度の流れ>



説明会の開催

※下記のいずれかへの参加が必須です。

- ①4月7日(土)午前9時30分～10時30分  
こみゆにていぷらざ八潮2階第1交流スペース(八潮5-9-11)
- ②4月9日(月)午後6時～7時  
261会議室(品川区役所第二庁舎6階)

申請書の書き方や、審査基準の視点の意図することなど申請に関わる相談を毎週行っています。

日時:毎週木曜日午後1時～4時

場所:こみゆにていぷらざ八潮2階 協働推進室

提案書を提出【電話にて要予約】

※申請書類一式に不足・不備がある場合は申請できません。

提案書の内容について、事務局において関係所管との調整や提案団体に確認を行います。

協働事業提案制度審査委員会(以下、審査委員会)が、審査基準に基づいて、審査を行います。

審査結果は全ての申請団体に通知します。第一次審査を通過した事業を申請した団体には審査会での意見を踏まえ、区と詳細協議を行います。

第一次審査を通過した事業を申請した団体から、審査委員会に対して、事業提案の説明をしていただきます。※指定された時間に出席できない場合は、失格となります。

審査の結果、審査委員会は実施することが望ましい協働事業を選定します。

区長は、審査結果報告を受けて協働事業を決定し、当該事業を提案した団体に通知します。ただし、事業実施は区の予算成立(3月)をもって決定となります。

協働事業を行う団体(実施団体)と区とが協定書を取り交わします。

協働事業を実施し、実施団体と区は、定期的に進捗や成果を確認します。必要に応じて、事業実施の改善策等を検討し実施します。

協働事業終了後には、その成果、課題および改善すべきことなどについて、実施団体と区が共に確認します。実施団体は、収支決算書および協働事業結果報告書を区に提出します。

### 3. 提案できる団体（応募資格）

応募資格は、(町会・自治会、NPO 法人、ボランティア団体、商店街、公益法人、社会貢献活動を行う民間事業者等)のうち、次の要件を全て満たす団体とします。

また、原則として説明会への参加が必須で、課題に対しての理解を十分にいただいた上で提案をしていただきます。

なお、1団体につき1事業の提案を原則とし、複数の団体による共同提案も可能です。

※社会貢献活動を行う民間事業者については地域の団体との連携が推進されるものとします。

#### 【応募資格要件】

- ① 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)が定められていること
- ② 会計処理を適正に行っていること
- ③ 1年以上継続して活動を行っていること
- ④ 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう)の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)、または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと
- ⑦ 区職員または区議会議員等が役員になっていないこと

### 4. 対象となる協働事業

提案の対象となる事業は、次の6つの全てを満たす事業とします。

- ① 区の課題に的確に応える提案をする団体の専門性や強みを活かした事業
- ② 公益性のある事業であって、一定の課題の解決や社会的要請に応えることができ、具体的な成果が見込まれる事業
- ③ 区民と区との協働で効果が高まると見込まれる事業
- ④ 提案の翌年度に提案者によって実施することが可能な事業
- ⑤ 予算の見積もりが適正な事業
- ⑥ 先駆性、新しい視点、アイデアなどが含まれている事業

※ただし、上記の条件を満たす事業であっても次に掲げる事業は提案の対象外とします。

#### <対象外とする事業>

- ① 営利を目的とする事業
- ② 特定の個人または法人その他の団体の利益を目的とする事業
- ③ 宗教活動または政治活動をともなう事業
- ④ 国、地方公共団体(含外郭団体)から助成を受けている(受ける予定のものも含む)事業
- ⑤ 調査または研究のみを目的とした事業

## 5. 事業の期間

協働事業の実施期間は、原則平成31年4月1日～翌年3月31日までです。  
複数年度にまたがる事業は提案できません。

## 6. 品川区の経費負担

協働事業に関する経費は、原則として事業委託となります。

< 区の経費負担 >

### 事業委託

- ・ 区の事業としてふさわしい内容とするために、実施団体と区の関係各課との詳細協議において、提案事業の一部を変更する場合があります。
- ・ 協議後に協定書を取り交わし、委託契約を締結します。
- ・ 契約時に改めて区が作成した仕様書に沿って見積書を提出していただき、その見積に基づいて委託費を支払います。
- ・ 区から実施団体へ事業委託します。

なお、その他の場合は別途、地域振興部長が定めます。

また、当該協働事業に直接係らない人件費および事務所の賃貸料、光熱水費等の管理費は対象外とします。事業実施に必要であっても施設等の改修費や備品(5万円以上かつ継続使用する物品)購入費は対象外となります。

## 7. 提案にあたって提出していただく書類

提案にあたって提出していただく書類は以下の通りです。提出書類の各様式は、品川区ホームページからダウンロードできます。

※申請書に不備がある場合や添付書類不足・不備がある場合は申請できません。

< 提出していただく書類 > ※提出する書類は、すべて A4 片面印刷で提出ください。

**4月10日(火)～4月25日(水)午後5時まで**

- 協働事業企画提案書 【様式1】
- 事業提案企画書 【様式2】
- 事業収支予算書 【様式3】
- 団体概要書 【様式4】
- 団体の目的を記載したもの(定款、会則、設立趣意書等)【様式任意】
- 役員(会員)名簿 【様式任意】 ※団体での役職・役割が分かるもの
- 団体の平成29年度活動実績報告書および収支決算書、ならびに平成30年度年間活動計画書および収支予算書 【様式任意】
- 活動実績が分かる資料(チラシ・パンフレット等のPR資料) ※A4片面5枚まで
- 申請することを団体として決定する理事会等の議事録、または代表者の申し出
- 事業収支予算書(様式3)に計上する項目の見積書又はそれに準ずる書類

## 8. 審査・選考の方法

提案していただいた事業は、以下の審査基準に基づいて、第一次審査(書類審査)、第二次審査(面接審査)を経て選考します。

審査・選考は、有識者、公益活動の実践者、区職員等の審査委員で構成する「品川区協働事業提案制度審査委員会」で行います。

＜審査基準の視点＞

- ① 区が提起する課題に対する認識・理解が正確であり、事業目的が課題に対応していること
- ② 事業内容が目的と整合しており、成果を確認する方法(時期、数値、指標など)が具体的に示されていること
- ③ 実現可能な事業計画・スケジュールが具体的に示されていること
- ④ 事業実施に当たって、適切な人員体制等が組み立てられており、責任体制が取られていること
- ⑤ 今後の事業の継続性・発展性が期待できること
- ⑥ 団体の強みや専門性、独自性、先駆性が発揮できる内容で、またそれが具体的に示されていること
- ⑦ 区との「協働の利点・効果」や「区」、「提案団体」の役割分担が明確で協働による効果が期待できること
- ⑧ 「区民」や「他の区民活動団体」の参加や参画が期待できること
- ⑨ 資金計画が具体的であり、自ら資金確保が考えられていること
- ⑩ 使途が事業目的に対し妥当であること

## 9. 成果の確認、実績報告の方法

協働事業の実施団体と区は、共に、事業の進捗状況を定期的に確認し、事業実施の改善に向けた課題を整理し、必要な改善策を検討・実施します。

また、協働事業終了後には、その成果を共に確認しあい、課題として残ったこと、改善すべきことなどを共有します。

## 10. 提案事業の公表

選考過程の公平性・透明性を高めるため、提案された事業の概要、提案団体名、および審査結果は、ホームページ等で公表します。提案団体から提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。

## 11. その他の留意事項

- ・応募していただいた提案書類は返却いたしません。
- ・協働事業の提案は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・協働事業の実施にあたって個人情報の取り扱いが発生する場合、協働事業を実施する団体は、団体と所管課が個人情報を取り扱う委託事業の特記事項に合わせた守秘義務を遵守するものとします。
- ・事業決定後、本要項に違反する事実等があった場合には、決定または事業の委託を取り消すことがあります。

## 12. 提案書の配付について

提案書の書式は区のホームページからダウンロードしてください。提出書類は原則、パソコンで作成されたものでお願いいたします。

「提案要項」および「申請書式」のダウンロードは  
トップページ→「地域活動」→「区民・企業との協働」→「区民との協働」→「平成30年度 区から課題を提起する協働事業への提案を募集」へアクセス

## 13. 提案方法について

### ①事前相談：4月10日（火）～19日（木）午後5時まで（期限厳守）

申請書類を作成し、地域活動課窓口にて事前相談を行ってください。【電話にて要予約】

事前相談時に書類を確認いたしますので、1時間程お時間をいただきます。

### ②申請書提出：事前相談終了後～4月25日（水）午後5時まで（期限厳守）

提案書類一式を直接ご提出ください。郵送不可。【電話にて要予約】

※申請書に不備がある場合や添付書類不足・不備がある場合は申請できません。

※提出する書類は、すべてA4 片面印刷で提出ください。

申請書一式提出時に書類を確認いたしますので、1時間程お時間をいただきます。

## 14. お問い合わせ先（提出先）

品川区地域振興部 地域活動課 協働推進係（品川区役所第二庁舎6階）  
〒140-8715 品川区広町2-1-36  
電 話： 03-5742-6605（直通）

(様式 1)

記載例

平成 年 月 日

## 協働事業 企画提案書

(宛 先)  
品 川 区 長

(提案団体)

所在地

団体名

代表者氏名

印

品川区協働事業提案事業について、下記のとおり提案します。

記

- 1 提案課題  
「食品ロス（フードロス）の削減」について
- 2 事業の内容 別紙 1 のとおり
- 3 収支概要 別紙 2 のとおり
- 4 団体概要 別紙 3 のとおり

(添付書類) ※すべて片面印刷で提出ください。

- 1 申請団体の目的を記載したもの（定款、会則、設立趣意書等）
- 2 役員（会員）名簿 ※団体での役職・役割が分かるもの
- 3 団体の平成 29 年度活動実績報告書および収支決算書、ならびに平成 30 年度年間活動計画書および収支予算書
- 4 活動実績が分かる資料（チラシ・パンフレット等の PR 資料） ※A4 片面 5 枚まで
- 5 申請することを団体として決定する理事会等の議事録、または代表者の申し出書
- 6 事業収支予算書(様式 3)に計上する項目の見積書又はそれに準ずる書類

以上

## 事業提案企画書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記述してください。)

## 1. 課題に対する提案団体の知見

①提案事業の名称	※ 提案する協働事業の目的や内容が分かりやすい事業名をつけてください。
②区が提起した課題に対する認識	<p>1. 解決しようとする地域課題</p> <p>提案課題 「食品ロス(フードロス)の削減」について</p> <p>2. 課題に対する認識、協働事業提案への参加動機</p> <p>※ 区が提示した地域課題に対する認識と協働事業提案への参加動機を記載してください。</p> <p>※ 地域課題に対する認識については、誰がどのような問題を抱えていると把握しているかといった課題の現状、その地域課題がなぜ重要なのかについて記載してください。</p>

## 2. 区が提起した課題に対する事業の提案

①この事業で行うこと	※ 提案する協働事業の目的、地域課題の解決にどのような役割を果たそうとするのかについて、具体的に記載してください。
②いつまでにどのような状態になることを目指すか(事業の目標)	※ 事業の実施を通して、事業期間中のいつ頃までに、地域課題の解決に向けて対象者などがどのような状態になっていることを目指す予定か、具体的に記載してください。



<p>③具体的な 事業の内容</p>	<p>※ 地域課題を解決するための事業の内容(事業の全体像、対象者に提供するサービス、事業の実施場所・回数、事業への参加予定者など)を具体的に記載してください。</p> <p>※ 事業の内容を簡潔に示すために図表を貼り付けて頂いても結構です。</p>
<p>④実施体制</p>	<p>(団体内部の体制、区との連絡体制、他の区民活動団体との連携体制)</p> <p>※ 事業を実施するための提案団体の内部体制(組織の体制、責任者、従事する予定の人数、役割分担など)、区との連絡体制を具体的に記載してください。</p> <p>※ 他の区民活動団体と連携して事業を実施する場合は、どのような団体とどのような役割分担で、どのような連携体制を取る予定か、記載してください。</p>

⑤持ち寄る資源	申請団体等	<p>※ 事業を実施するために、区民活動団体および区が、それぞれどのような資源(資金、物品、人材、ノウハウや知識、ネットワークなど)を持ち寄ることを期待しているか、具体的に記載してください。</p> <p>※ 複数の団体が連携して事業を実施する場合は、各団体がどのような資源を持ち寄るか、分かるように記載してください。</p>
	区	
⑥本事業を区と協働することの必要性 (協働の効果・利点を含む)		<p>1. 協働の必要性</p> <p>※ 地域課題の解決のために、なぜ区民活動団体と区との協働で実施する必要があるのか、区民活動団体や区が単独で実施するとどのような課題が想定される、などを記載してください。</p> <p>2. 協働の効果・利点</p> <p>※ 区民活動団体と区とが協働することで、区民活動団体や区が単独で実施する場合よりも期待できる効果や、協働することによる区民活動団体や区にとっての利点について記載してください。</p>

## 3. 団体・事業のアピール

<p>①課題解決の方法の先駆性等 (新しい視点、取り組み等の工夫など)</p>	<p>※ 課題解決の方法において、どのような先駆性があるかを、具体的に記載してください。</p> <p>先駆性とは、例えば、いままでの事業にはない新しい視点やアイデア、課題解決のための取り組みの工夫、より多くの対象者にアプローチをするための工夫、事業を円滑に進めるための取り組みの工夫、といったことです。</p>
<p>②協働で事業を実施する上での提案団体の強み</p>	<p>※ 区や他の区民活動団体との協働の実績活用、他の区民活動団体等とのネットワークなど、協働で事業を実施する上で発揮することができる強みを具体的に記載してください。</p>
<p>③事業の成果の確認のしかた</p>	<p>※ 事業の目標(2の②)の達成度や事業がどんな成果をあげたかを確認する方法(成果を確認するための指標、確認のためにどんな情報を誰から入手するか、確認の時期、など)について記載してください。</p>

(様式2)

#### 4. スケジュール

実施スケジュール (準備、実施、評価を 含む。)	平成31年 4月	<b>【記載例】</b>
	5月	関係団体と調整、スタッフ募集 事業のPR(区内施設へチラシ配布・ふれあ い掲示板で周知・町会回覧板で周知)
	6月	
	7月	事業の開始 (毎月、振り返り会議を開催)
	8月	事業の成果の確認、 事業実施上の課題の整理、 次年度以降の実施方法の検討
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	平成32年 1月	※ 事業実施のスケジュールを、企画、準備、運営、成果の確 認などの項目に分けて、いつ・どこで・誰が・何人で行うか など、具体的に記載してください。
	2月	
	3月	

## 事業収支予算書

総事業費(A)	円
区委託金額(B)	円(千円未満切捨て)

区分	項目	金額(円)	備考
収入	区委託金額(B)	※ 提案事業を実施するために活用する収入を、収入の種類別に記載してください。 ※ 収入として必要な金額のうち、品川区に期待する分を「区委託金額」として記載してください。	
	団体負担金		
	区民負担金		
事業にかかる収入の合計(C)			
支出			
事業にかかる支出の合計(A)			
収支差額(A) - (C)			

\*注 提案事業に直接係らない人件費および事務所の賃貸料、光熱水費等の管理費は対象外。

事業実施に必要であっても施設等の改修費や備品(5万円以上かつ継続使用する物品)購入費は対象外。

## 団 体 概 要 書

フリガナ			
団 体 名			
団 体 の 法 人 格		(該当するものに○をつけてください) 1. 任意団体 (法人格なし) 2. 特定非営利活動法人                      3. 社団法人あるいは財団法人 4. 社会福祉法人                                  5. 会社法人 6. その他の法人格 (具体的に: )	
団 体 の 所 在 地		〒	
代 表 者	氏 名		
	電 話	F A X	
	メールアド ド レ ス	※ 日常的に連絡の取れる連絡先を記載してください。	
(本事業の 区からの 連絡先 担当者)	氏 名		
	電 話	F A X	
	メールアド ド レ ス		
設立の経緯		<u>団体設立</u> 年      月   	

(様式4)

団体の目的	※ 定款等に掲げ、公開している団体の目的を記載してください。
主な活動内容	
主な活動場所	
団体の構成員の 役職・人数	役員、理事、監事 ( 人) 常勤職員 ( 人) 専従職員のうち、有給職員 ( 人) 非常勤職員 ( 人) 常時活動しているボランティアスタッフ (約 人)
昨年度、今年度に 受けた(または受け る予定の) 委託事業、補助金 等の実績	※(品川区からの委託事業・補助金等の実績だけでなく、全ての委託事業・ 補助金等の実績を記入してください)